



つくばみらい市告示第 26 号

介護保険法(平成9年法律123号)第78条の13第1項の規定に基づき、市町村長指定期間、市町村長指定区域及び市町村長指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護等を定めるので、同法第78条の16第1項の規定により、次のとおり公示する。

令和6年3月27日

つくばみらい市長 小田川 浩



1 市町村長指定期間

令和6年4月1日から令和9年3月31日

2 市町村長指定区域

つくばみらい市内全域

3 市町村長指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護等

定期巡回・随時対応型訪問介護看護

小規模多機能型居宅介護

看護小規模多機能型居宅介護

4 効力が生ずる日

令和6年4月1日